

令和5年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年6月8日（木）
13時25分～14時52分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
4番 西田 清範 5番 田中 輝男
6番 森 悦雄 7番 古田 茂
8番 田中 善憲 9番 大場 忠勝
10番 大橋 芳信 11番 大浦 清貴
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 1名 3番 山崎 修
5. 議 題 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 非農地証明書の交付について
報告事項第7号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第8号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は13時30分現在、22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。21番島田委員、22番中井委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は9件で、申請面積は10,048.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、農地所有適格法人に貸し付している農地を利用権が設定された状態で、贈与により、所有権のみを移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。譲受人は〇〇〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。

2番、3番は、経営の縮小のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

議案書 3 ページをご覧ください。

5 番と 6 番の譲受人は同一人です。

5 番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

6 番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

7 番は、相手方の要望により、隣接地の耕作者である譲受人に所有権を移転するものです。

8 番は、財産の処分により、近隣の耕作者である譲受人に所有権を移転するものです。

9 番は、贈与により父から子に所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第 8 号農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 8 号農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は 5 ページから 9 ページになります。

今回、4 条申請が 1 件、5 条申請が 11 件、計 12 件、面積は 4,324 m²です。議案書 6 ページをご覧ください。4 条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4 条申請の 1 番は、水橋上条地区において、農業用倉庫及び農作業場敷地拡張の計画であります。転用の概要といたしましては、既存の農作業スペースが手狭であり、作業の効率化を図るため、農作業場を

拡張し、また、隣接地に農業用倉庫を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書は7ページになります。

5条申請の内容についてご説明いたします。

5条申請の1番は、熊野地区において、農機具格納庫を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は父から農業経営移譲を受け、令和3年2月に認定新規就農者に認定され、現在、水稻を中心に約9ヘクタール耕作しております。今回、既存の農業用倉庫が手狭であるため大型農業機械を保管する農機具格納庫を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請2番は、広田地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、始末書の添付がございません。申請地から半径500mの範囲内に地区センター、病院があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、豊田地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請人の●●●●は土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、年々、業績が上がっており、既存の資材置場が飽和状態であるため、今回、資材置場拡張のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請4番は、神明地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の△△△△は主に医療機器の貸し出しや病院の患者の送迎を行っております。転用の概要といたしましては、既存地に送迎バスの駐車スペースがなく、業務に支障がでていることから隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地の南側については、半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。北側については、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではありますが、過去に土地改良事業がはいつていることから農地区分は第1種農地、許可基準は、隣接する土地との一体利用を適用しております。

議案書は8ページになります。

5条申請5番は、老田地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に小学校と病院があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、古沢地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は主に介護用品の販売やレンタル業を営んでおります。転用の概要といたしましては、現在、従業員が22名に対し、駐車スペースは15台分しかなく、従業員用の駐車スペース及び営業車の駐車スペースが不足していることから、隣接地において駐車場を拡張するため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請7番は、大沢野地域大沢野北部地区において、ドッグラン及び駐車場を整備する計画であります。申請人は個人経営主であり喫茶店を経営しております。転用の概要といたしましては、経営規模拡大のため喫茶店の隣接地においてドッグランスペースと来客用の駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており始末書の添付がでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。この案件につきましては、令和4年10月に違反転用であることが発覚し、農振除外、農地転用と法的な手続きを行い、是正するものでございます。

5条申請8番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地の一部が雑種地化されており始末書の添付がでございます。申請地から半径500mの範囲内に病院が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は9ページになります。

5条申請9番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在八尾町福島のアパートに家族で居住しておりますが、手狭なため、勤務先が近いこと、生活や教育環境が整った申請地において住宅建築のた

め申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、婦中地域鶉坂地区において駐車場を整備する計画であります。申請人の□□□□は石川県内に本社があり、北陸3県で20店舗、ガソリンスタンドを経営しております。転用の概要といたしましては、年々顧客が増え、業績が上がっており、時折、交通渋滞が発生し利用者から苦情がでていることから、隣接地において新たな駐車スペースを整備し、敷地内の動線を整理するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請11番は、婦中地域音川地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家において家族8人で同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、相互扶助に適した実家の隣接地において、住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委 員 5条の3番の案件について、住宅地図では資材置場と記載されているが、始末書の添付が無いということは、本当に畑として使用しているのか。

事 務 局 この場所については、この会社の取締役が畑として使用しており、現況も写真で確認しております。

■ ■ 委 員 現地確認はどうでしたか。

◇ ◇ 委 員 現地確認したところ、しっかり畑として利用されておりました。

会 長 ほかに、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第8号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第9号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、10ページから16ページです。

利用権設定は、今回は48件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が9件、10年以上が39件です。設定面積は、196,177.67㎡です。

12ページ1番から13ページ20番までは、農地中間管理機構を通すものであります。13ページ21番から16ページ48番が相対であります。

新規農家が2件あります。16ページの40番から42番は、コンピュータのソフトウェアの企画、研究等を営む◆◆◆◆が、新規事業として、同社グループ会社と農福連携を行い、長期雇用の安定を目指すものです。ビニールハウス内でシイタケの無農薬栽培を行い、▽▽▽▽での販売を予定しております。

16ページの43番から46番は、▼▼▼▼にて約3年間水稻及び大豆栽培を行ったのち、梨農家で梨栽培技術を研修した本人が、日本梨の栽培を行うものであります。農機具については、トラクターを1台所有しており、経営発展支援事業・青年等就農資金を活用し、ステレオスプレーヤー及び乗用モアの購入を予定しております。販売先は★★★★へ出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画

について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第9号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第10号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号非農地証明書の交付についてご説明いたします。
議案書のページは、17ページから18ページです。
当該案件においては、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請についてご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第10号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
第7号 農地法第3条の3の規定による受理について、
第8号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項
第6号の規定による受理について、
第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について、
事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第7号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報

告します。議案書は、19ページから23ページです。今回の受理件数は23件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第8号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは24ページから27ページまでです。今回の受理件数は、4条が2件、5条が8件、合わせて10件、面積は合わせて3,466.00㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、ありませんでした。

報告事項第9号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、28ページから32ページです。解約件数は15件で、解約面積は31,387.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。解約理由は、1番、13番、14番は耕作者変更予定、2番から12番は利用権設定、15番は5条申請のためとなっております。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　続きまして、協議・報告事項に入ります。

　まず、令和4年度の最適化活動の評価等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　それでは、ただ今説明がありました、令和4年度の最適化活動の評価等について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委 員 　資料2ページの実績及び点検・評価結果の中の「農地の集積」についていくつか疑問がある。

　まず、今年度末の目標集積率を求める際の農地面積が13,100ヘクタールとなっているのに対し、実績集積率を求める際の農地面積は13,000ヘクタールとなっている理由がわからない。

　また、目標に対する達成状況の計算方法についても、なぜ実績集積率を目標集積率で割り戻して算出するのかがわからない。集積率では

く、新規集積面積を目標の集積面積で割るやり方では駄目なのか。

事務局 農地面積につきましては、耕地及び作付面積統計を根拠としており、令和4年度の当初の農地面積は13,100ヘクタールでしたが、令和4年度の途中で新たな耕地及び作付面積統計が発表されたため、実績の際の農地面積は13,000ヘクタールとなった次第です。

次に、目標に対する達成状況の計算方法については、■■委員のお考えもごもっともですが、国が示し、全国の農業委員会で統一されている計算方法のため、富山市の農業委員会だけ別の計算方法を用いるというのは難しいと考えております。

会長 ほかにご意見・ご質問等がないようですので、そのようにお願いします。

会長 次に、富山県農業施策に関する政策提案に係るアンケートについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今説明がありました富山県農業施策に関する政策提案に係るアンケートについて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見・ご質問等がないようですので、そのようにお願いします。

会長 次に、事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

(令和6年度農林関係税制改正要望等について、目標地図の意向調査について、7月総会の開催日時について事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました事務連絡等について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

☆☆委員 意向調査のアンケート回収率が悪いと感じるが、目標地図の素案作成に支障はないのか。

事務局 耕作者へのアンケートに加え、農地所有者へのアンケートを実施することにより、上積みを目指していく予定です。

会 長 ほかに、特に何もありませんので、令和5年度第3回富山市農業
委員会月次総会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。